



三重県公報

県章

昭和52年3月15日 火曜日 第10539号

目次

公安委規則

- 風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則（公安委員会） 2
- 告 示
- 字の区域を変更する旨の届出 (地 方 課) 2
- 同件 (同) 2
- 字の区域の設定及び変更する旨の届出 (同) 2
- 有害な興行、図書及びがん具類の指定 (青少年健民課) 3
- 労政関係事業補助金交付要綱の一部改正 (労 政 課) 6
- 漁船損害補償法による付保義務の同意を求める旨の届出 (漁 政 課) 7
- 及びその指定漁船調書の縦覧
- 公有水面埋立免許の出願及びその関係書類の縦覧 (漁 港 課) 8
- 土地収用法の規定による事業の認定 (用地対策課) 11
- 基本測量が終了した旨の通知 (同) 12
- 道路の区域決定 (道路維持課) 12
- 道路の供用開始 (同) 13
- 建築課関係補助金交付要綱 (建 築 課) 14
- 都市計画道路の変更及びその図書の縦覧 (都市計画課) 17
- 同件 (同) 17
- 都市計画公園の変更及びその図書の縦覧 (同) 17
- 都市計画土地地区画整理事業の決定及びその図書の縦覧 (同) 18
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 (同) 18
- 三重県収納代理金融機関の一部改正 (出 納 課) 18
- 公 告
- 昭和52年度電気工事士試験の実施 (消防防災課) 19
- 換地処分をした旨の届出 (耕 地 課) 20
- 土地改良区の解散命令 (同) 20
- 土地改良事業の認可 (同) 20
- 同件 (同) 20
- 土地収用法の規定による土地立入りの通知 (用地対策課) 20
- 都市計画復興土地地区画整理事業の変更事業計画の縦覧 (都市計画課) 22
- 正 誤
- 昭和52年1月14日付け三重県公報第10522号 (林 業 課) 22

課長

 課長補佐

 主幹

 主査






風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する
昭和五十二年三月十五日

三重県公安委員会委員長 佐藤 行三

三重県公安委員会規則第一号

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則(昭和十九年三重県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する

別表第一第三項第一号中「千円」を「千五百円」に改め、同項第二号中「五百円」を「七百五十円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



三重県告示第136号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、員弁郡員弁町の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出があった。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮三

員弁郡員弁町大字北金井字松下に編入する区域

員弁郡員弁町大字西方字六反田875、876、字上西川原251、251の2、大字大泉字浄祐694、694の1、694の3

三重県告示第137号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、一志郡香良洲町の区域内において、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出があった。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮三

一志郡香良洲町字永田に編入する区域

一志郡香良洲町字西山151の6、151の7

三重県告示第138号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、度会郡玉城町の区域内において、次のとおり字の区域を設定し、及び変更する旨

同町長から届出があった。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮三

1 度会郡玉城町坂本字西浦とする区域

度会郡玉城町門前字西浦292、292の1から292の4まで、293の1、293の3、293の5、294の1、294の2及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部

2 度会郡玉城町門前字里に編入する区域

度会郡玉城町坂本字里295

三重県告示第139号

三重県青少年保護育成条例(昭和46年三重県条例第62号)第7条第1項、第8条第1項及び第9条第1項の規定により、青少年の健全な育成に有害な興行、図書及びびん具類として次のとおり指定した。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮三

有害興行

番号	映 画 名	製 作 会 社	指 定 年 月 日	指 定 理 由
47	肉 欲 の 昼 下 り	日 活	昭 和 52 年 3 月 4 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害するおそれがある。
48	日 活 ニ ュ ー ス (肉 欲 の 昼 下 り)	"		
49	O L 官 能 日 記 あッ!私の中で	"		
50	日 活 ニ ュ ー ス (O L 官 能 日 記) あッ!私の中で	"		
51	ダ ブ ル S E X 人 妻 淫 舞	米、AMプロ (ニューセレクト)		
52	モ ー レ ッ 女 の 新 婚 性 地 獄	ワ ー ル ド 映 画		
53	虐 殺 S E X 現 場 ス ナ ッ プ ポ ル ノ	独、モノポール (富士映画)		
54	大 奥 浮 世 風 呂	東 映		
55	絶 淫	ワ タ ナ ベ ・ プ ロ (日 活)		

56	淫乱な指	東活
57	発禁本・美人乱舞より責め	日活
58	日活ニュース発禁本・美人乱舞より責め	日活
59	人妻荒し	東活
60	暴行現場	"
61	日本国刑法第177条強姦罪	プロ鷹(日活)
62	痴漢豆泥棒	国映
63	暴赤い性行傷害	若松プロ(新東宝)
64	脱獄の犯情皆殺し	西原プロ
65	蓄を犯す	日本シネマ
66	人妻の3時誘惑のしたたり	ユニバース・プロ(東映)

有害図書

番号	図書名	発行所	発行年月日	指定年月日	指定理由
1	刺激の企み	千日堂出版	—	昭和52年3月4日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため青少年に見せ、読ませ、若しくは聞かせることがその健全な育
2	台湾の女濡れた欲情	"	—		
3	激情・熱い抱擁!	"	—		
4	悶 悶	"	—		
5	くちづけ	"	—		
6	片 天使の誘惑桐夕子	"	—		
7	性のバカンス	平和出版	—		
8	同棲時代	"	—		
9	若鮎シリーズおさ	世紀出版	—		

10	汚れた天使物語	世紀出版	—
11	覗いた// 悶地妻の悶え	セントラル企画	—
12	妖花の陶醉	"	—
13	発情記	東京出版	—
14	恋のエチュード	"	—
15	贗作 四畳半襖の中張	LC企画	—
16	若鮎シリーズ子	世紀出版	—
17	田艶交響曲	千日堂出版	—
18	褐色の肌 魅惑のエトランゼ	平和出版	—
19	女臭の部屋	SND企画	—
20	愛の狩人	千日堂出版	—
21	オレンジ・ガール	セントラル企画 東洋ブック	—
22	愛の姿勢 64手	エドプロダクツ	—
23	女体試走記	千日堂出版	—
24	官能少女	エルシー企画	—
25	SEXY driver	東京都豊島区西池袋5の13の13東都自動車ビル 9F 904号	—
26	おおエロチズム	平和出版	—
27	DELTA	"	—
28	色 魔	エムティ企画	—
29	バックインラブ	アミー出版	—

成を阻害するおそれがある。

有害がん具

番号	1	2	3
品名	スリングショット ファルコン300	スリングショット ファルコン II	スリングショット リストロケット
構造	プラスチック製のハンドル(握り手)に金属製の手首固定具、動力ゴムバンド及びじ型加重具を取り付けている。	プラスチック製のハンドル(握り手)に金属製の手首固定具、動力ゴムバンドを取り付けている。	金属製のフレームにゴム製のハンドル(握り手)と手首固定具と動力ゴムバンドを取り付けている。
造	横 21.5cm 高さ 24.0cm 幅 21.0cm ゴムバンドの長さ 54.0cm	横 21.5cm 高さ 16.0cm 幅 11.7cm ゴムバンドの長さ 54.0cm	横 15.0cm 高さ 16.5cm 幅 12.0cm ゴムバンドの長さ 54.0cm
機能	一方の手でハンドルを握り、手首固定具で前腕の上部を支え、他方の手で鉛弾をはさんだ弾ばさみをつまんで、強く引き寄せ放すと、鉛弾はゴムバンドの弾力で勢いよく発射される。	同 左	同 左
性能	250余mの射程距離を持ち、5mの距離から厚さ5mmのベニヤ板、7mmの雑誌を貫通する威力を有する。 標準器を付けたじ型加重具を取り付けており命中率は高いが、動力ゴムバンドの引き寄せ具合により鉛弾の弾道がずれる場合がある。	200余mの射程距離を持ち、5mの距離から厚さ5mmのベニヤ板、7mmの雑誌を貫通する威力を有する。 動力ゴムバンドの引き寄せ具合により鉛弾の弾道が一定せず、不安定である。	同 左
製作会社	アメリカ、サンダース・アーチェリー・カンパニー		
指定年月日	昭和52年3月4日		
指定理由	その構造又は機能が人体に危害を及ぼすおそれがあり、又は犯罪を誘発助長するおそれがあるため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害するおそれがある		

三重県告示第140号

労政関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮 三

労政関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

労政関係事業補助金交付要綱(昭和50年三重県告示第535号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

8	内職相談 事業費補 助金	三重県母子福 祉会が行う内 職あっせん事 業を助成し、 内職発注者及 び内職従事者 の便宜を図る。	三重県母子福 祉会が行う内 職あっせん事 業に要する経 費	知事が別に定 める。	三重県母子福 祉会
---	--------------------	---------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------	---------------	--------------

附 則

1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の労政関係事業補助金交付要綱の規定は、昭和51年度分の補助金から適用する。

2 職業訓練関係補助金交付要綱(昭和50年三重県告示第482号)の一部を次のように改正する。

別表第3号の項を削る。

三重県告示第141号

漁船損害補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による付保義務の同意を求めるため、発起人から次のとおり届出があった。

なお、この届出に係る指定漁船調査は、三重県農林水産部水産事務局漁政課に備え置いて、昭和52年3月15日から同月29日まで、縦覧に供する。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮 三

1 発起人住所及び氏名

松阪市松名瀬町

小川 広、雄

"

北山 鶴夫

"

長谷川 正一

2 加入区

松名瀬

3 漁船損害補償法第113条第1項の申出をした漁業協同組合

松名瀬漁業協同組合

三重県告示第142号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて、次のとおり免許の出願があった。

なお、当該出願に係る関係書類は、昭和52年3月15日から同年4月4日まで、三重県農林水産部漁港課及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮三

1 出願者の住所及び氏名

鳥羽市鳥羽3丁目1番1号
鳥羽市

2 埋立区域

(1) 位置

鳥羽市安楽島町字谷口662、662-1、662-2、664-3、
字中湯664-8から664-13まで、字栗山675-2、676-
2から676-4まで、字寺山697-2、697-4、697-6、
697-8から697-12まで、1492、1492-1番地地先公
有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑯の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 鳥羽市安楽町字谷口662番地内(北緯34度27分35秒東経136度52分15秒)
- ②の地点 ①の地点から94度45分3、40mの地点
- ③の地点 ②の地点から184度45分0、10mの地点
- ④の地点 ③の地点から94度45分55、30mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から184度45分32、13mの地点を中心とする半径32、13mの円の北東側の円弧で弧長L=29、16mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から147度00分4、00mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から237度00分1、87mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から147度00分79、90mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から57度00分32、00mの地点を中心とする半径32、00mの円の北東側の円弧の弧長L=29、29mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から104度00分25、20mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から194度00分98、00mの地点を中心とする半径98、00mの円の北東側の円弧で弧長L=20、

53mの地点

- ⑫の地点 ⑪の地点から115度40分14、30mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から205度40分98、00mの地点を中心とする半径98、00mの円の北東側の円弧の弧長L=17、10mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から125度40分15、30mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から35度40分5、70mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から2度00分3、80mの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から305度30分8、10mの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から309度15分1、40mの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から305度40分12、20mの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から298度40分4、50mの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から286度40分2、20mの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から296度40分10、20mの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から299度30分1、80mの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から301度30分9、70mの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から294度45分2、20mの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から291度40分5、60mの地点
- ㉗の地点 ㉗の地点から284度30分2、80mの地点
- ㉘の地点 ㉘の地点から284度50分1、50mの地点
- ㉙の地点 ㉙の地点から284度40分7、20mの地点
- ㉚の地点 ㉚の地点から271度20分3、50mの地点
- ㉛の地点 ㉛の地点から284度10分9、20mの地点
- ㉜の地点 ㉜の地点から279度20分8、70mの地点
- ㉝の地点 ㉝の地点から291度00分9、60mの地点
- ㉞の地点 ㉞の地点から315度00分7、60mの地点
- ㉟の地点 ㉟の地点から324度20分2、20mの地点
- ㊱の地点 ㊱の地点から325度30分6、40mの地点
- ㊲の地点 ㊲の地点から327度50分10、00mの地点
- ㊳の地点 ㊳の地点から320度00分2、70mの地点
- ㊴の地点 ㊴の地点から325度10分18、40mの地点
- ㊵の地点 ㊵の地点から339度30分1、80mの地点
- ㊶の地点 ㊶の地点から326度40分12、20mの地点
- ㊷の地点 ㊷の地点から326度40分3、00mの地点
- ㊸の地点 ㊸の地点から326度40分9、50mの地点
- ㊹の地点 ㊹の地点から326度40分0、80mの地点
- ㊺の地点 ㊺の地点から326度20分9、00mの地点

- ④の地点 ⑤の地点から326度20分2、90mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から326度15分17、40mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から56度15分0、50mの地点
- ⑩の地点 ⑧の地点から325度20分9、10mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から306度40分2、30mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から286度30分6、10mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から278度00分7、40mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から265度30分18、90mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から278度15分5、90mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から273度40分30、80mの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から285度40分7、10mの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から303度40分2、40mの地点
- ㉑の地点 ⑱の地点から205度30分3、50mの地点

(3) 面積

2506.16平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

鳥羽市安楽島町宇谷口662、662-1、662-2、664-3、宇中潟664-8から664の13まで、宇栗山675-2、676-2から676-4まで、宇寺山697-2、697-4、697-6、697-8から697-12まで、1492、1492-1番地地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と㉑の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 鳥羽市安楽島町宇谷口662番地内(北緯34度27分34秒東経136度52分15秒)
- ②の地点 ①の地点から94度45分57、90mの地点
- ③の地点 ②の地点から106度25分12、80mの地点
- ④の地点 ③の地点から138度30分17、40mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から146度10分79、00mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から135度20分14、10mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から113度50分12、50mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から103度00分25、20mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から108度45分20、00mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から115度20分14、30mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から120度00分16、60mの地点

- ⑫の地点 ⑪の地点から125度10分16、40mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から35度10分11、50mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から305度00分24、90mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から295度35分19、60mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から300度00分10、80mの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から290度30分5、60mの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から280度40分32、40mの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から289度45分10、10mの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から312度50分7、70mの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から325度50分105、70mの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から284度15分15、20mの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から264度45分18、40mの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から273度35分37、10mの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から290度10分10、60mの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から205度50分4、50mの地点

(3) 面積

3346.59平方メートル

4 埋立地の用途

護岸敷用地、道路敷用地

三重県告示第143号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮 三

1 起業者の名称

島ヶ原村

2 事業の種類

島ヶ原村庁舎建設工事

3 起業地

(1) 収用の部分

阿山郡島ヶ原村宇平田地内

(2) 使用の部分

なし

4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

島ヶ原村役場住民課

三重県告示第144号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、基本測量を実施する旨の通知(昭和52年三重県告示第13号)に係る基本測量(天文測量)が昭和52年2月28日終了した旨、建設省国土地理院長から通知があった

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮三

三重県告示第145号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮三

Table with 5 columns: 路線名, 区間, 敷地の幅員メートル, 区長メートル. Lists various road sections and their specifications.

Table with 4 columns: 県道, 須賀利港相賀停車場線, 九鬼港線, 四日市多度線, 龜山白山線, 合ヶ野松阪線, 的矢鳥羽線. Lists road sections and their specifications.

「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3カ月間縦覧に供する。

三重県告示第146号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮三

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の期日. Lists road sections and their start dates.

県道 大湊宮町停車場線	伊勢市大湊町東町93番地先 度会郡御嶺村大字高向字中河原1799-1番地先まで	から まで	昭和52年3月15日
" 津野津線	一志郡輝野町大字天花寺東浦89の2番地先 津市雲出島貫町字北浦794-1番地先	から まで	昭和52年3月15日
" 二木島港線	熊野市二木島町字相川559の4番地先 熊野市二木島町字玉道640番地先	から まで	昭和52年3月15日
" 大沼御浜線	熊野市大井新大沼橋(北山川中央奥境) 南牟婁郡御浜町志原1811の2番地先	から まで	昭和52年3月15日
" 小原伊勢竹原停車場線	一志郡輝野町大字小原字岩垣内576の2番地先 一志郡美杉村竹原字井出添243の3番地先	から まで	昭和52年3月15日
" 須賀利港相賀停車場線	北牟婁郡海山町大字島野浦字西河内171の1番地先 北牟婁郡海山町大字相賀字仲田205の1番地先	から まで	昭和52年3月15日
" 九鬼港線	尾鷲市九鬼町字小名地32の4番地先 尾鷲市九鬼町字田海道797の16番地先	から まで	昭和52年3月15日
" 四日市多度線	四日市市松原字境垣内外45番地先 桑名郡多度町大字香取字高割379の1番地先	から まで	昭和52年3月15日
" 龜山白山線	龜山市東御幸町字実虎31の1番地先 一志郡白山町大字中村字古町120番地先	から まで	昭和52年3月15日
" 合ヶ野松阪線	一志郡輝野町大字小原字笹尾2060-28番地先 松阪市西町2447-1番地先	から まで	昭和52年3月15日
" 矢鳥羽線	志摩郡磯部町矢字小的矢64番地先 鳥羽市松尾町字下の久保389の10番地先	から まで	昭和52年3月15日

「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3ヶ月間縦覧に供する

三重県告示第147号

建築課関係補助金交付要綱を次のように定める

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮

建築課関係補助金交付要綱

(補助金の名称等)

第1条 三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号)以下(規則という)第22条の規定に基づく建築課関係補助金の名称、目的、交付の対象者、交付の対象となる事務又は事業(以下「補助事業等」という)の内容及び補助額又は交付率は、別表のとおりとし、予章の範囲内で交付する

(証拠書類の保存)

第2条 建築課関係補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る帳簿その他証拠書類は、当該補助事業等完了後5年間保存しておかなければならない

(添付書類等)

第3条 建築課関係補助金の交付申請書等の提出期日及び添付書類その他補

の交付について、必要な事項は別に定める。

附 則

- この告示は、公表の日から施行し、昭和51年度分の補助金から適用する。
- 建築関係事業補助金交付要綱(昭和42年三重県告示第526号)は、廃止する。
- 昭和50年度事業を昭和51年度に繰り越した市町村に対する昭和51年度分の公営住宅事業補助金、住宅地区改良事業補助金及び小集落地区改良事業補助金については、別表の(C)欄及び(D)欄の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別 表

区分	(A) 補助金の名称	(B) 補助金の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	公営住宅事業補助金	同和向住宅を建設し、生活の安定と福祉の増進を図る。	公営住宅法(昭和26年法律第193号)によって市町村が実施する同和向住宅の建設のため借り入れる地方債の元利償還金に要する経費	別に定める算定基準に基づいて算定した額(以下「補助基本額」という)の6分の1以内	市町村
2	住宅地区改良事業補助金	同和地区の環境の整備改善と福祉の増進を図る。	同和对策事業特別措置法(昭和44年法律第60号)第1条に規定する対象地区(以下「対象地区」という)において住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)によって市町村が実施する事業のため借り入れる地方債の元利償還金に要する経費	補助基本額に対し、次の事業区分により算出した率以内 1 改良住宅建設 6分の1 2 地区整備 30分の1(建設用地については18分の1)	市町村
3	小集落地区改良事業補助金	同和地区の環境の整備改善と福祉の増進を図る。	対象地区において、小集落改良事業制度要綱(昭和45年建設省住発第31号)によって市町村が実施する事業のため借り入れる地方債の元利償還金に要する経費	補助基本額に対し、次の事業区分により算出した率以内 1 小集落改良住宅建設 6分の1 2 地区整備 30分の1(建設用地については18分の1)	市町村
4	住宅新築資金等貸付事業補助金	同和地区の環境の整備改善と福祉の増進を図る。	対象地区において、住宅新築資金等貸付事業制度要綱(昭和49年建設	貸付資金の20分の1以内	市町村

			省住整発第69号) によって市町村が実施する事業のため借り入れる地方債元利償還金に要する経費		
5	住宅建設資金借入保証事業補助金	同和地区の環境の整備改善と福祉の増進を図る。	対象地区において、住宅建設資金の借入れに際し、保証人のない者が納付する借入保証料について、市町村が補助を行う場合における当該補助に要する経費	建設年度において、財団法人公庫住宅融資保証協会が定める借入保証料の額以内	市町村
6	市街地再開発事業補助金	市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。	都市再開発法(昭和44年法律第38号)によって市街地再開発組合が施行する市街地再開発事業に係る基本計画及び整備計画の作成に要する経費並びに市街地整備事業について市町村が補助を行う場合における当該補助に要する経費	実施年度の国庫補助対象事業(以下「対象事業」という。)に対し、次の事業区分により算出した率以内 1 基本計画の作成 6分の1 2 整備計画の作成 6分の1 3 市街地整備事業 調査設計計画(1) び付事務費の6分の1 (2)土地整備費及び共同施設整備費 30分の4	市町村
7	がけ地近接危険住宅移転事業補助金	危険住宅の移転を促進し、生命の安全を図る。	がけ地近接危険住宅移転事業制度要綱(昭和47年建設省住整発第15号)によって行う移転事業に要する経費について、市町村が補助を行う場合における当該補助に要する経費	補助対象額の4分の1以内(対象地区については、6分の1以内)	市町村

三重県告示第148号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、鈴鹿都市計画道路を次のとおり変更した。
なお、当該都市計画の図書を三重県土木部都市計画課及び鈴鹿市役所都市計画課において縦覧に供する。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮 三

都市計画の変更に係る土地の区域

- 1 3.4.12 野町西条線
追加する部分 鈴鹿市野町、西玉垣町及び末広町の一部
- 2 3.4.19 玉垣駅南玉垣線
追加する部分 鈴鹿市西玉垣町の一部
- 3 3.4.24 玉垣駅線
追加する部分 鈴鹿市西玉垣町の一部

三重県告示第149号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、四日市都市計画道路を次のとおり変更した。
なお、当該都市計画の図書を三重県土木部都市計画課及び三重郡川越町役場において縦覧に供する。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮 三

都市計画の変更に係る土地の区域

- 3.4.28 高松川越海岸線
削除する部分 三重郡川越町大字亀崎新田字下新田の一部

三重県告示第150号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、鈴鹿都市計画公園を次のとおり変更した。
なお、当該都市計画の図書を三重県土木部都市計画課及び鈴鹿市役所都市計画課において縦覧に供する。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮 三

都市計画の変更に係る土地の区域

- 6.5.1 石垣池公園
追加する部分 鈴鹿市西玉垣町及び末広町の一部
削除する部分 鈴鹿市西玉垣町及び末広町の一部

三重県告示第151号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、鈴鹿都市計画土地地区画整理事業を次のとおり決定した。

なお、当該都市計画の図書を三重県土木部都市計画課及び鈴鹿市役所都市計画課において縦覧に供する。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮 三

都市計画を定める土地の区域

桜島土地地区画整理事業

鈴鹿市西玉垣町字東野田、葭池、吉沢、桜島及び町田の全部並びに南玉垣町字割塚の全部

鈴鹿市末広町字稲生通の一部、北玉垣町字野田の一部、西玉垣町字石垣西割塚、小城及び水引塚の一部、南玉垣町字玉垣の一部並びに野町字東裏及び東山の一部

三重県告示第152号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮 三

1 施行者の名称

名張市

2 都市計画事業の種類及び名称

名張都市計画公園事業

5.5.1 名張中央公園

3 事業施行期間

昭和52年9月18日から昭和56年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

名張市夏見字上之出、字赤坂、字男山、字後山及び字鴻之巣地内

三重県告示第153号

三重県収納代理金融機関(昭和39年三重県告示第221号)の一部を次のように改正し、昭和52年3月20日から施行する。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮 三

表中

「四日市市水沢町 三重銀行本店営業部水沢出張所」を削る。

公 告

電気工事上法(昭和35年法律第139号)第5条第2項の規定により、昭和52年度電気工事士試験を次のとおり実施する。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮 三

1 試験の日時

(1) 筆記試験

昭和52年5月22日(日)午前10時から正午まで

(2) 技能試験

昭和52年7月26日(火)又は同月27日(水)のいずれか1日

2 試験場

(1) 筆記試験

三重県立四日市工業高等学校 四日市市安島1丁目3-5

三重県立津工業高等学校 津市大字半田34

(2) 技能試験

三重県立津専修職業訓練校内三重県人材開発センター 津市高茶屋小森町中山1176

3 受験願書の受付期間

昭和52年4月1日から同月11日まで

なお、郵送の場合は、昭和52年4月11日の消印があるものまで有効とする。

4 受験願書の請求先

三重県総務部消防防災課

三重県各県民局県事務所及び同地方振興事務所

三重県電気工業工業組合 津市大字垂水焼尾2612-93

5 その他

(1) この試験につき、受験資格、受験手続、試験の方法等の詳細については受験願書の交付先で交付する受験案内を参照すること。

(2) この試験についての問い合わせは、受験願書の請求先あて返信料を添えて照会すること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、松下土地改良事業共同施行(委員長日紫喜正之)から換地処分をした旨、届出があった。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮三

土地改良法(昭和24年法律第195号)第135条第1項第2号の規定により、長ヶ土地改良区(多気郡大台町大字長ヶ)の解散を昭和52年3月7日命令した。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮三

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、打見地区共同施行土地改良事業を昭和52年3月4日認可した。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮三

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により、宮川左岸第二土地改良区の新規事業(中久保地区)を昭和52年3月4日認可した。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮三

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書きの規定により、起業者から次のとおり土地立入りの通知があった。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮三

1 起業者の名称

水資源開発公団

2 事業の種類

三重用水事業

3 立ち入ろうとする土地の区域

桑名市大字上野、大字繁松新田、大字東方、大字西方、大字北別所、大字太夫、大字播磨、大字東法上、大字蛸塚、大字西法上、大字上之輪新田、大字今島、大字上深谷部、大字下深谷部、大字西別所、大字蓮花寺、大字額田、大字増田、大字神田、大字芳ヶ崎、大字星川、大字嘉例川、大字五反田及び

大字大仲新田地内

員弁郡藤原町大字鼎、大字上之山田、大字上相場、大字長尾、大字日内、大字川合、大字下相場、大字吉田、大字篠立、大字東禅寺、大字石川、大字西野尻、大字坂本、大字大貝戸、大字山口、大字本郷、大字市場及び大字志礼石新田地内

員弁郡北勢町大字阿下喜、大字瀬木及び大字飯谷地内
(飛地)

員弁郡北勢町大字別名、大字中山、大字東村、大字垣内及び大字東禅寺地内

員弁郡北勢町大字畑毛、大字向平、大字下平、大字西貝野、大字東貝野、大字小原一色、大字二之瀬、大字川原、大字田辺、大字塩崎、大字京ヶ野新田、大字麻生田、大字其原、大字南中津原、大字北中津原、大字鼓、大字平野新田、大字大辻新田、大字新町、大字奥村及び大字麓村地内

員弁郡員弁町大字上笠田、大字宇野、大字市之原、大字坂東新田、大字下笠田、大字笠田新田、大字御薮、大字楚原、大字石仏、大字北金井、大字大泉新田、大字畑新田、大字平占、大字大泉、大字西方、及び大字東一色地内
(飛地)

員弁郡員弁町大字御薮、大字楚原、大字北金井、大字大泉新田、大字西方、大字東一色、大字笠田新田、大字松名新田、大字大泉及び大字畑新田地内

員弁郡大安町大字大井田、大字門前、大字南金井、大字梅戸、及び大字石樽下地内
(飛地)

員弁郡大安町大字石樽下地内、大字高柳、大字石樽北山、大字石樽北及び大字石樽南地内
(飛地)

員弁郡大安町大字石樽北、大字石樽南地内

員弁郡大安町大字甲賀、大字宇賀新田、大字鍋坂、大字石樽東及び大字片樋地内
(飛地)

員弁郡大安町大字石樽東及び大字片樋地内

員弁郡大安町大字丹生川久下、大字丹生川中及び大字丹生川上地内

員弁郡東員町大字筑紫、大字穴太、大字瀬占泉、大字山田、大字鳥取、大字六把野新田、大字北大社、大字八幡新田、大字大木、大字長深、大字南大社及び大字中上地内

三重郡菟野町大字菟野、大字宿野、大字福村、大字神森、大字大強原、大字下村、大字川北、大字池底、大字吉沢、大字諏訪、大字竹成、大字永井、大字田光、大字杉谷、大字榊、大字小島、大字田口新田、大字田口、大字根の平、大字切畑、大字千草、大字音羽及び大字潤田地内

四日市市東日野町、西日野町、室山町、八王寺町、小林町、高花平一丁目、高花平二丁目、高花平三丁目、高花平四丁目、高花平五丁目、波木町、貝家町、南小松町、北小松町、委女町、小古曾町、小古曾一丁目、小古曾二丁目、小古曾三丁目、小古曾四丁目、小古曾五丁目、小古曾六丁目、山田町、内山町、小山町、西山町、六名町、鹿間町、堂ヶ山町、和無田町、美里町、川島町、小生町、菅原町、寺方町、高角町、曾井町、尾平町、智積町、桜町、東坂部町、山之一色町、西坂部町、赤水町、上海老町、下海老町、平尾町、江村町、黒田町、北野町、河原田町、大治田町、貝塚町、高岡町、川尻町、内堀町、水沢町、水沢野田町、中野町、小牧町、西村町、市場町、朝明町、山城町、札場町、北山町、中上町、西大鐘町、大鐘町、あさけが丘一丁目、あさけが丘二丁目、あさけが丘三丁目、八千代台一丁目及び八千代台二丁目地内
鈴鹿市深溝町、三畑町、追分町、庄野町、加佐登町、高塚町、津賀町、広瀬町、甲斐町、弓削町、岡田町、平田町、算所町、石薬師町、上田町、上野町、白子町、寺家町、江島町、野町、野村町、稲生町、西条町、三日市町、道伯町、地子町、安塚町、飯野寺家町、河田町、野辺町、佐野町、山辺町、木田町、国分町、十宮町、須賀町、高岡町、一の宮町、池田町、北長田町、南長田町、林崎町、南林崎町、上箕田町、中箕田町、下箕田町、南堀江町、北堀江町、矢橋町、肥田町、柳町、上野町、東玉垣町、西玉垣町、南玉垣町、北玉垣町、玉垣町、岸岡町、南若松町、北若松町、中若松町、神戸地子町、神戸本多町、神戸十日市場町、下大久保町、花川町、岸田町、山本町、大久保町、長沢、伊船、小社、小岐須町、椿一宮町、神戸菅町及び神戸矢田部町地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで

上地区画整理法（昭和29年法律第119号）第69条第13項において準用する同条第1項の規定に基づき、津都市計画復興上地区画整理事業の変更事業計画を次のとおり公衆の縦覧に供する。

昭和52年3月15日

三重県知事 田川 亮三

- 1 縦覧開始の日 昭和52年3月15日
- 2 縦覧場所 津市丸之内3番25号 三重県津都市計画復興事務所
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

◎正 誤

昭和52年1月14日付け三重県公報第10522号に登載した、保安林を指定する予定である旨の通知（三重県告示第18号）中

ページ	行	誤	正
3	5	1211の1	1211の15

昭和52年3月15日

三重県公報

(明治25年3月26日)
第3種郵便物認可 24

毎週火、金曜日発行
購売料 1箇月 860円
1箇年 10,320円

昭和52年3月15日印刷発行
津市広明町13番地(電代 ㊟1111)
三重県庁
印刷 三重県総務部学事文書課